

## 仙台市アリーナ スケートリンク時間貸し利用規約

### 1. 利用目的

- ・フィギュアスケート競技の練習
- ・スケートを活用した個人又は団体のレクリエーション等

### 2. 利用時間

午前 8 時 30 分～午後 10 時 50 分の間で、別途指定管理者が指定する時間で、原則 1.5 時間単位で利用できるものとします。

### 3. 入退館時間

建物への入館は利用開始時間の 45 分前、スケートリンク(以下「リンク」といいます。)への入場は利用開始時間からとします。

利用時間終了後は原則 30 分以内に施設内から退出してください。

利用時間を超過した場合、追加料金をいただきます。

### 4. 利用者登録

- (1) 利用者は 1 年に一度、当施設指定の登録書を提出し利用者登録を行うこととします。また、登録内容に変更が生じた場合は速やかに登録書を再提出してください。
- (2) 登録書は初回の申込時および毎年 4 月に利用者(団体の場合は団体名及び代表者名)・住所・担当者名・電話番号・E-mail アドレス等の必要事項を記載し提出することとします。

### 5. 利用料金

利用区分	1.5 時間あたり
平日利用	60,000 円 (税込 66,000 円)
土日祝日利用	66,000 円 (税込 72,600 円)

※他利用料金プランについては別紙料金表を参照ください。

### 6. 予約について

- (1) 利用を希望する場合は当施設指定の予約システム(以下単に「予約システム」といいます。)から予約申込をしてください。ただし、当施設が認めた場合は、指定書面での利用申込を受け付けます。また、やむを得ない事由により予約システムを使用できない場合には、指定書面での利用申込を受け付けることがありますので、事前に当施設にご相談ください。

- (2) 予約申込の受付は利用日3か月前の1日から可能となります。
- (3) 予約申込では正確に、事実を記入してください。申込時の記載事項がその後の利用者と当施設の連絡先となるほか、申込が虚偽と認めた場合は予約申込を受理しないことがあります。

## 7. 支払方法と期限

- (1) 予約申込が受理された場合、申込時に記載された E-mail アドレスに利用料金の請求書を送信します。指定の支払日（原則として利用日の14日前）までに全額を当施設指定口座に振込の方法でお支払いください。入金後の利用料金は返還いたしません。
- (2) 振込人名義は、必ず予約システムの登録名（書面の場合は施設利用申込書の申込者名）としてください。
- (3) 振込手数料は申込者の負担となります。
- (4) 利用料金の入金確認後、利用予約の確定となります。
- (5) 請求書指定の支払日までに当施設指定口座への入金を確認できない場合、予約の申し込みはキャンセルされたものとします。
- (6) 領収書の発行が必要な場合は、事前に当施設にお問い合わせください。

## 8. キャンセルについて

- (1) 予約のキャンセルは、利用予約確定の前後を問わず、予約システムからは行えません。キャンセルを希望する場合には直接当施設へご連絡下さい。
- (2) 予約確定後に予約をキャンセルされた場合でも、利用料金の返還はいたしません。

## 9. 転貸、名前貸しについて

施設は、利用申込を行った名義人（団体）以外には利用できません。やむを得ない理由がある場合は利用日の3日前の午後5時までに当施設に申し出、必要な手続きを行ってください。転貸、名義貸し等、本条に違反する利用が判明した場合、予約名義人、実際の利用者のいずれについても以降の当施設の利用は認めません。

## 10. 使用エリアについて

- (1) 利用者は、控室として、当施設が指定する1部屋または2部屋を利用できます。控室の利用料金はリンクの利用料金に含まれます。利用を希望する場合は予約システムから予約してください。
- (2) 利用者が利用時間内に立ち入りできる施設内の控室エリアおよび客席エリアは、別紙「スケートリンク時間貸し立入可能エリア」に記載するエリアのみとしま

す。

(3) 駐車場利用の際は指定のエリア内で1利用者あたり5台まで駐車可能とします。

### 1.1. 損害賠償

施設や備品、リンク、整氷車および音響設備等を破損させた場合は直ちに当施設へ連絡してください。この場合、利用者には当社指定の業者による原状復帰費用および営業損失分を賠償いただきます。

### 1.2. 利用上の注意

- (1) スケート靴、その他荷物、貴重品等は各利用者にて管理し、当施設はその責任を負わないものとします。
- (2) 当施設に貸スケート靴の用意はありません。利用者にてご用意ください。
- (3) スケート靴の使用は氷上および当施設指定のエリアに限り、これ以外での使用は禁止します。
- (4) リンクの周囲にはフェンスおよび防護マットはありません。
- (5) 利用終了後は、速やかに原状復帰をし、退出してください。
- (6) 氷上での飲食は禁止です。
- (7) 施設敷地内は全面禁煙です。
- (8) リンクの整備のために整氷車が稼働することがあります。安全上、整氷車が完全に氷上から上がり、整氷車出入口の扉が閉まるまで利用者が氷上に上がることを禁止とします。
- (9) 転倒や接触によって生じた事故、負傷については、当施設は一切の責任を負いません。応急処置は行いますが、いかなる場合においても、後日対応はしないものとします。
- (10) 前号のほか、当施設内（駐車場を含みます）で発生した事故等のトラブルにつきましては当施設は一切責任を負いません。
- (11) 利用者の安全および施設の管理の観点から当施設が行う指示は遵守してください。
- (12) 本規約に反する利用者は利用許可を取消する場合があります。

### 1.3. 利用の制限

次のいずれかの事項に該当する、もしくは、該当するおそれがあるときは、利用申込の受理、または利用の許可をしません。また、利用の許可をする場合も、利用に際して条件を付すことがあります。

- ① 施設の目的に反する恐れのあるとき。
- ② 法令の規定に反する場合、または、公共の秩序を乱し、善良な風俗に反する恐

れがあるとき。

- ③ 当施設やその設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
- ④ 施設の他の利用者に、不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑤ 利用者が暴力団または暴力団員等（いずれも仙台市暴力団排除条例第2条第2号および第3号で定義するもの。以下本条において同じ）に該当するとき。
- ⑥ 暴力団、またはその関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事に利用しようとするとき。
- ⑦ 施設の管理または運営上、支障があると認められるとき。
- ⑧ 施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- ⑨ その他、当施設が不適當であると認めたとき。

以上